

学校法人札幌国際大学役員 等の待遇に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人札幌国際大学寄附行為第36条に基づき、学校法人札幌国際大学（以下「この法人」という。）の役員報酬等並びに役員及び評議員の費用弁償について定める。

(報 酬)

第2条 役員報酬については、理事会において内規をもって定める。

(旅 費)

第3条 役員が法人業務のため出張するときは、別に定める「学校法人札幌国際大学役員の出張に関する内規」により支給する。

(退職慰労金)

第4条 役員が退職したときは、その在職期間に応じて退職慰労金を支給することができる。この退職慰労金については、別に定めるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員について、次の各号のいずれかに該当する場合、交通費実費相当額を支給することとし、その額は理事会において内規をもって定める。

ただし、(1)及び(2)における開催場所が本学である場合並びに(3)に該当する場合、常勤役員並びに本学の教職員（非常勤を除く）を兼任している役員及び評議員については、これを支給しない。

また、同一日に(1)から(3)に定める事由のうち、二以上に該当した場合であっても、重複して支給しない。

- (1) 理事及び監事が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び監事が評議員会に出席したとき
- (3) 理事、監事及び評議員が本学においてその職務を執行したとき

(公 表)

第6条 この法人は、この規則、「学校法人札幌国際大学役員、学長等の報酬等に関する内規」、「学校法人札幌国際大学役員退職慰労金に関する内規」及び「学校法人札幌国際大学役員の出張に関する内規」をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

この規則は、昭和57年5月10日から施行する。

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

この規則は、昭和61年5月10日から施行する。

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月27日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。